平成２７年（フ）第１２号
福岡県筑後市大字蔵数269番地１　ＢＲＩＺＺ赤坂ＣＡＮＡＬ108号、前住所福岡県筑後市大字山ノ井203番地２　コスモ筑後1202号
債務者　金子　祐司
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第８２号
長崎県長崎市深堀町６丁目351番地４　レオネクストＫＥＮＴＯ104
債務者　栗原　俊樹
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
秋田県潟上市天王大崎字上沖中谷地46番地
債務者　桂田　健郷
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
石川県加賀市山代温泉山背台２丁目13番地１山背台マンション303号室
債務者　鶴濱　孝子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第６７号
高知県四万十市中村丸の内1824番地27
債務者　木村　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第７号
高知県土佐清水市緑ケ丘１番16号２
債務者　山下　隆範
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１１号
高知県宿毛市宿毛5342番地22　山上アパート２Ｆ
債務者　佐々木信恵
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１８９号
熊本市中央区上水前寺２丁目25番８号　太和レジデンス505号、前住所熊本市南区出仲間９丁目６番43―306号　サンシャインレジデンス
債務者　上杉扶美子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９号
大分県別府市西野口町８番32号　藤野アパート３号
債務者　戸上由利惠
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３０号
大分市大字政所2343番地　ラメール睦月107
債務者　佐々木美佐代
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３２号
大分県別府市山の手町８番44号　ガーデンハウス山の手102号
債務者　出口　恵子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３３号
大分県別府市上人ケ浜町８番19号
債務者　三吉　麻代
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３７号
大分市大字駄原1415番地２、住民票上の住所大分県佐伯市蒲江大字畑野浦1815番地２
債務者　若林　昭二
1　決定年月日時　平成27年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５号
富山県黒部市荻生5013番地５　コーポウワノ101号、申立時の住所富山県滑川市上小泉1337番地　コタージュ弐番館202
債務者　高谷　麻衣
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４４号
青森県黒石市ぐみの木１丁目193番地
債務者　山口　淳子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第４５号
青森県黒石市ぐみの木１丁目193番地
債務者　山口　淳美
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部